

## 第 24 号議案

ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「許可しない」の次に「ことができる」を加え、同条第 1 号中「又は」の次に「善良の」を加え、「乱す」を「害する」に改め、同条第 2 号中「催等」を「催し等」に改め、同条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、照明施設の」に改める。

第 7 条第 2 項中「使用料は」を「使用料は、」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 8 条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条中「ふじみ野市長」を「市長」に、「又は公益上特に必要があると」を「に供し、又は災害その他市長が特別に」に、「使用料を減額し、又は」を「前条に規定する使用料を」に改める。

第 12 条中「き損し、減失した」を「減失し、又は損傷した」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

使用料の減免規定を整備するため、ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。